

# 第3章 みどりに関する社会情勢

## 3-1 持続可能な開発目標(SDGs)

### (1) SDGs「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」

平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において記載された、世界共通の目標を SDGs (エス・ディー・ジーズ) と呼んでおり、令和 12 年 (2030 年) までに、持続可能でより良い世界を実現するための国際目標です。

SDGs は、17 の大きな目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットから構成されており、発展途上国のみならず、先進国も一体となって取り組む普遍的なものであり、日本でも目標達成のための取組が積極的に行われています。



出典：ストックホルムレジリエンスセンター資料を加筆修正

※この図は、産業経済資本や人的資本を支えるために、より充実した社会資本が必要であり、社会資本を支えるために、さらに充実した自然資本を保持・創出することが大切だという、持続可能な世界の構造をウエディングケーキに見立てたものであり、「みどり」は自然資本にあたります。

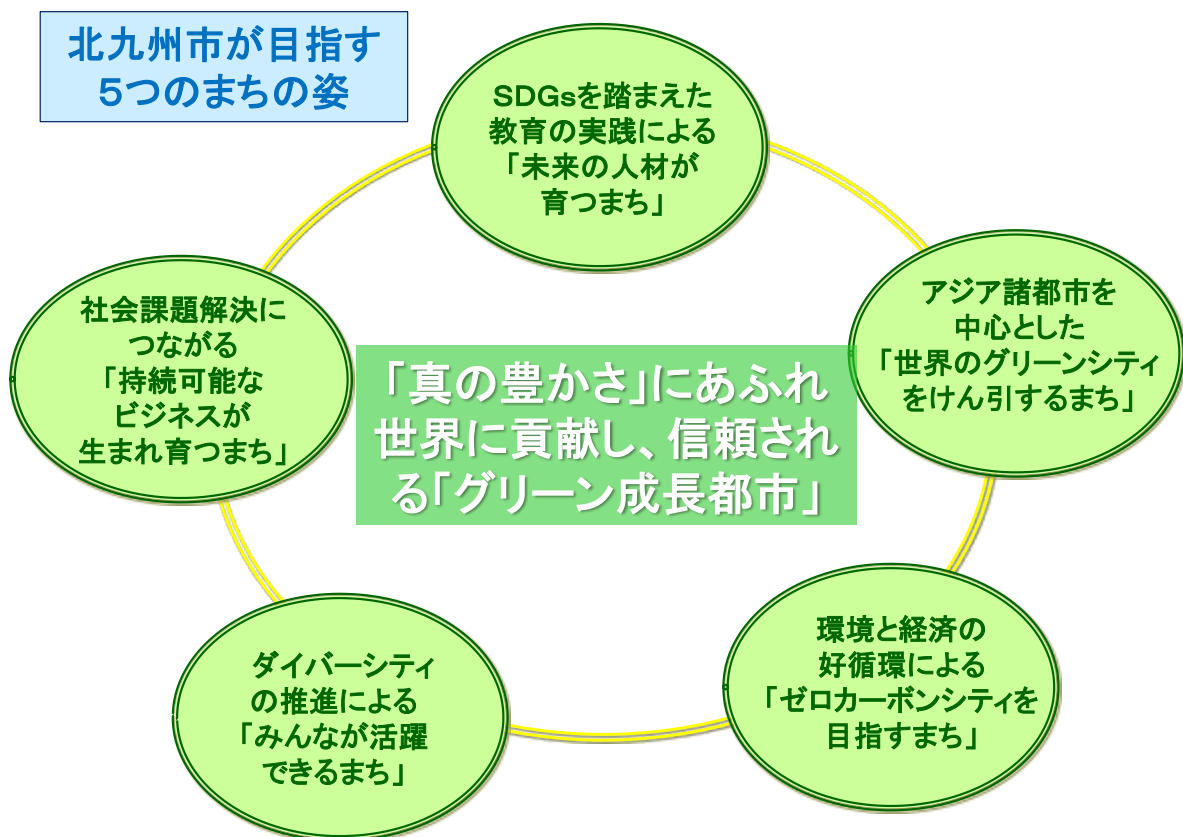
図3-1 SDGs ウエディングケーキ

## (2) 本市における SDGs の取組

工業都市として栄えてきた本市は、その強みである「市民力」による公害克服や、「環境」、「国際貢献」などの取組が評価され、平成 30 年に国から「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」に選定され、その取組の成果を世界に発信しています。

この選定を受け、本市では、「北九州市 SDGs 未来都市計画」を策定し、SDGs 戦略（ビジョン）として『「真の豊かさ」にあふれ、世界に貢献し、信頼される「グリーン成長都市」』を掲げ、ポストコロナの新しい生活様式に対応した「日本一住みよいまち」の実現を目指すこととしています。

みどりの様々な機能を生かすことは、SDGs の目標達成にも寄与することであり、本計画においても、SDGs の達成に繋がる取組を進めていきます。



出典：北九州市 SDGs 未来都市計画

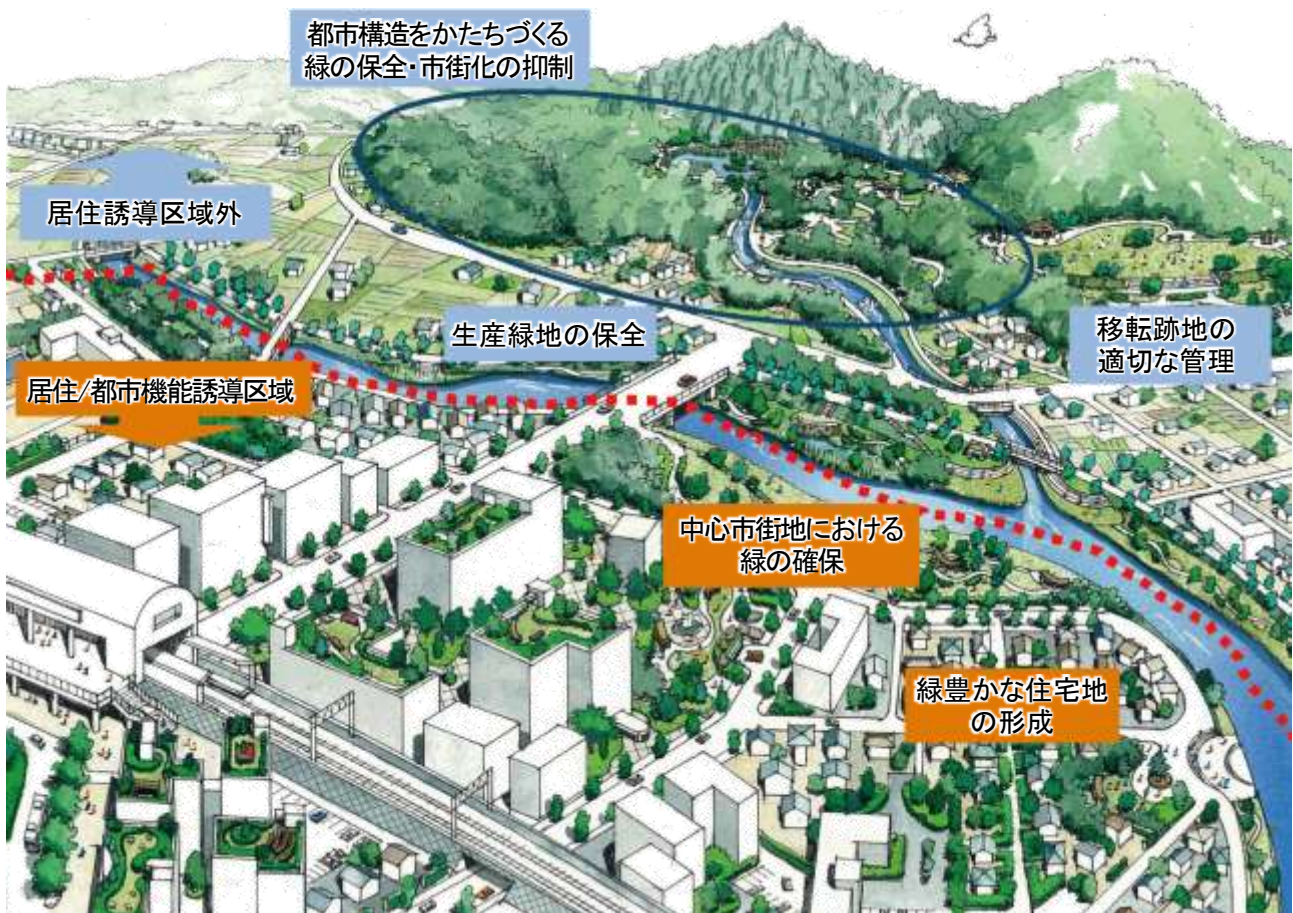
図3-2 北九州市の SDGs 戦略

また、令和 3 年 4 月には、「水と緑の基金」などの従来の基金を見直し、SDGs の達成に資する事業を推進するための財源となる新たな基金である「SDGs 未来基金」が創設されました。今後、SDGs の目標達成に資するような、みどりの取組については、この基金の活用を図っていきます。

## 3-2 コンパクトなまちづくり

都市全体の観点から、居住や医療・福祉、公共交通などの機能を集約する「コンパクトなまちづくり」を進めるため、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 26 年 8 月 1 日施行）」に基づく立地適正化計画制度が創設されました。

みどりについて、居住や都市機能を誘導する区域では、緑化の推進を通じた良好な都市環境の改善による魅力的なまちづくりが求められており、誘導区域外では、無秩序な市街化の抑制や緑地の適切な保全などが求められています。



出典：国土交通省資料

図 3-3 コンパクトシティにおけるみどりのイメージ



## ＜北九州市立地適正化計画＞

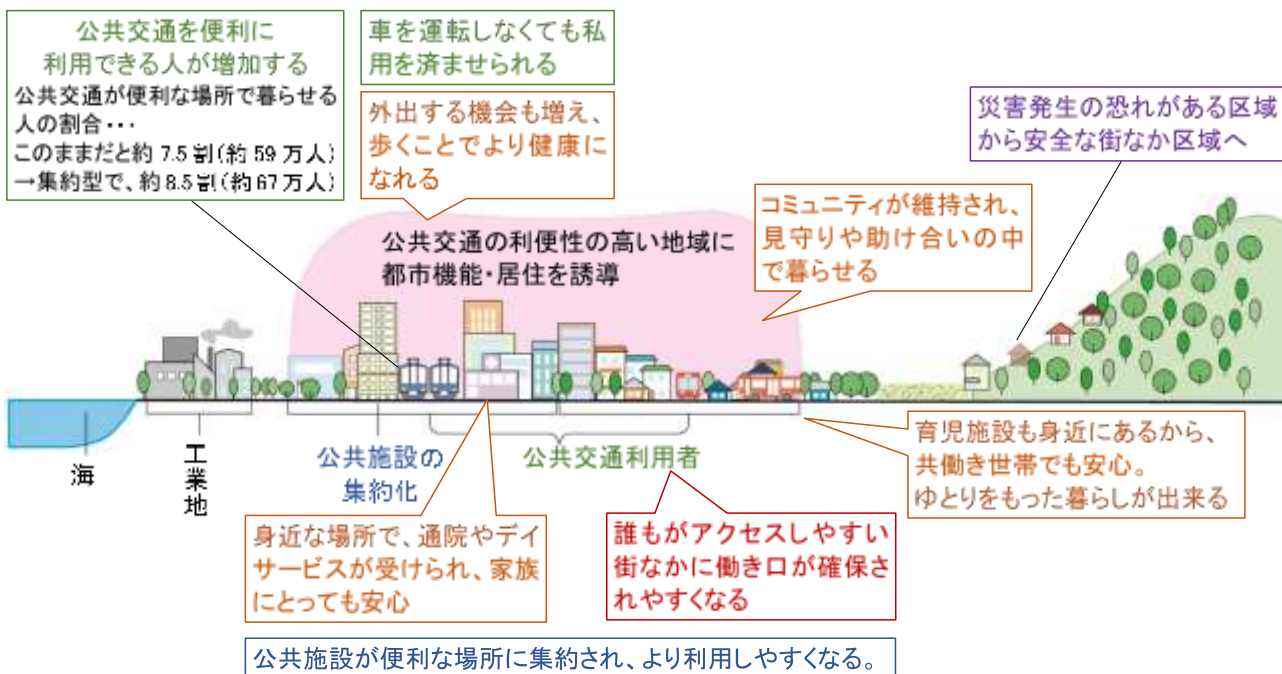
本市のように、急速な人口減少や超高齢化に直面し、市街地の低密度化や地域活力の低下が進む状況においては、生活利便施設や都市機能を集約し、誰もがそれらの機能へ容易にアクセスできる、コンパクトなまちづくりを進めることが重要です。

本市では、北九州市立地適正化計画に基づき、コンパクトなまちづくりを推進しており、みどりに関する取組としては、「公共施設再構築の取組」や「公園を活かした街なか賑わいづくり」などが位置付けられています。

### 現状



### 集約型の都市構造形成が進んだ将来



出典：北九州市立地適正化計画

図 3-4 将来の集約型都市構造の断面構造イメージ

### 3-3 グリーンインフラの活用

グリーンインフラとは、持続可能な社会や自然共生社会の実現に向けて、自然環境が有する多様な機能を社会資本整備や土地利用に活用するという考え方を基本としており、国では、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの」と整理しています。

また、平成 27 年から概ね 10 年間の国土づくりの方向性を定める「第二次国土形成計画（全国計画）」においても、防災・減災に関する基本的な施策として「自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策」が示されています。

さらに、国土交通省では、平成 30 年からグリーンインフラに関する懇談会を重ね、①グリーンインフラが必要とされる社会的・経済的背景、②グリーンインフラの特徴や位置付け、③グリーンインフラの活用を推進すべき場面、④グリーンインフラを推進するための方策などについて、その方向性を、「グリーンインフラ推進戦略」として、とりまとめています。



図3-5 グリーンインフラの様々な効果

## 3-4 都市のみどりにおける民間活力の導入

### (1) 新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開

人口減少や少子高齢化など都市を取り巻く社会情勢の大きな変化を踏まえ、緑とオープンスペース政策は都市公園の確保や緑地の保全といった視野にとどまらず、その多様な機能を再認識し、ポテンシャルを都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージへの移行が求められています。

＜新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方＞

「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終報告書」（国土交通省都市局公園緑地・景観課）において、新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペースの基本的考え方と、新たなステージに向けた重点的な戦略が示されました。

- 新たなステージで重視すべき観点
  - ・ストック効果\*をより高める
  - ・民との連携を加速する
  - ・都市公園を一層柔軟に使いこなす
- 新たなステージに向けた重点的な戦略
  - ・緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進
  - ・より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメントの強化
  - ・民との効果的な連携のための仕組みの充実

### (2) 都市緑地法及び都市公園法の一部改正

社会の成熟化や市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備などを背景とし、民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、平成 29 年に都市緑地法及び都市公園法の一部改正が行われました。

- 都市緑地法の主な改正内容
  - ・緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の拡充
  - ・市民緑地認定制度の創設
  - ・緑の基本計画の記載事項の追加など
- 都市公園法の主な改正内容
  - ・公募設置管理制度（Park-PFI）の創設
  - ・公園の活性化に関する協議会の設置
  - ・都市公園の維持修繕基準の法令化など

## 3-5 公共施設の計画的な維持管理

---

厳しい財政状況や公共施設の更新時期を見据え、市民の安全・安心を確保し、子どもや孫の世代が安心して暮らせる地域社会を築いていくために、真に必要な公共施設を安全に保有し続けることができる運営体制の確立を目的とする取組が公共施設マネジメントです。

本市では、平成 28 年に「北九州市公共施設マネジメント実行計画」、「北九州市公共施設マネジメント基本計画（社会インフラ版）」を策定し、公共施設マネジメントに取り組んでいます。

### ● 北九州市公共施設マネジメント実行計画の基本方針

- ・ 施設の集約と利用の効率化
- ・ 民間施設・ノウハウの活用
- ・ 市民センターを中心とした地域コミュニティの充実
- ・ 特定目的施設や利用形態の見直し
- ・ 施設の長寿命化と年度毎費用の平準化
- ・ 利用料金の見直し
- ・ まちづくりの視点からの資産の有効活用
- ・ 外郭団体への譲渡を検討

### ● 北九州市公共施設マネジメント基本計画（社会インフラ版）の公園におけるトータルコスト縮減の考え方

- ・ 「北九州市公園施設長寿命化計画\*」に基づき、健全度や重要度による優先順位を定め、予防保全による長寿命化を実施中であり、今後も継続してコスト縮減に取り組む。
- ・ 計画未策定の施設についても、今後計画を策定し、都市公園の再整備に反映させる予定である。

